

米国製剤工場見学ツアーのご案内

旅行期間：2017年10月9日(月)～10月15日(日) 5泊7日 ※現地14日(土)発、日本帰国15日(日)



新製剤技術とエンジニアリングを考える会
会長 川嶋 嘉明

本会では「技術講演会」「製剤技術セミナー」などの開催を通じ、製剤開発・製剤の生産技術およびエンジニアリングの研究とその先にある医療水準向上への貢献を目指していますが、活動の一環として海外の製薬工場の視察ツアー等を企画・実行し製薬企業間における品質課題、工場運営課題等の意見交換・相互交流の場を提供させていただいております。

今回は、昨今の製薬業界で注目を集めている連続生産システムの実稼働見学、技術交流を目的に、米国製剤工場視察ツアーを企画致しました。訪問先は以下を予定しております。

- ・Patheon (Greenville): 製剤開発業務も担う世界最大手のCDMOのー社
- ・Eli Lilly (Indianapolis): グローバル新薬メーカーの最新鋭固形製剤工場
- ・Pfizer Inc. (Groton): 世界最大手グローバル新薬メーカーの中核研究所。
※Pfizer連続設備は9月末から10月中旬までメンテナンスの為実機見学はできません。
ビデオでの設備紹介とPfizerエンジニアの方から技術プレゼンテーションをして頂きます。
また、Groton研究所の見学を予定しております。何卒ご了承ください。
- ・Rutgers University (New Jersey): 連続生産の最先端研究を行う構造化有機微粒子系工学研究センター
- ・Glatt Air Techniques (New Jersey): ドイツGlatt社の子会社で装置の販売及び受託製剤処方を行う全米拠点

各訪問先では生産設備などの見学に加えまして、訪問先ご担当の方々との質疑応答及び意見交換の時間をご用意いたします。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

※※訪問先では、受け入れ側の当日の生産、品目切替等の状況により、工場内への立ち入りが制限される可能性があります事あらかじめご了承ください。



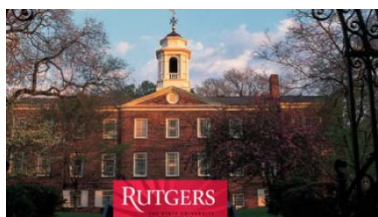
Patheon (Greenville)



Eli Lilly (Indianapolis)



Pfizer Inc. (Groton)



Rutgers University (New Jersey)



Glatt Air Techniques (New Jersey)

視察企画：新製剤技術とエンジニアリングを考える会

旅行企画・実施：近畿日本ツーリスト株式会社 ECC営業本部 第2営業支店
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉ビル14F

観光庁長官登録旅行業第1944号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員



募集概要

- ツアー名 米国製剤工場見学ツアー
- 旅行代金 430,000円
- ※本旅行代金に航空券の手配費用は含まれておりません。
- ※日程表記載の航空機手配(日本～米国国際線、行程中の米国国内線)はご自身で行ってください。
航空機の手配をご希望の方は、別紙『航空機ご手配についてのアンケート』にてお申込みください。
- 募集人員 10名様(最少催行人数は8名様とします。)
- 旅行期間 2017年10月9日(月)～10月15日(日) 5泊7日間
※現地発14日(土)、日本着15日(日)の予定です。
- 利用予定ホテル 10月 9日(月)～10日(火)-1泊 HILTON GREENVILLE NC
10月10日(火)～11日(水)-1泊 CROWNE PLAZA DOWN TOWN UNION STATION INDIANAPOLICE
10月11日(水)～12日(木)-1泊 WESTIN BOSTON WATERFRONT
10月12日(木)～14日(土)-2泊 SHERATON NEW YORK TIMES SQUARE
- 添乗員 添乗員は同行いたしません。
- 申込締切日 2017年9月12日(火)

旅行代金に含まれるもの	①宿泊代金:1名1室シングル部屋利用 シャワーのみのお部屋となります。客室によってはバスタブ付のお部屋になる場合もあります。②食事:朝食5回、昼食0回、夕食0回 ※この回に機内食は含まれません。③視察費用:日程表に記載の視察関連費用 ④バス代金:日程表記載の専用車 ⑤日本語アシスタント代金:10月10日インディアナポリス空港発～ホテル着、10月11日ボストン空港発～ホテル着のみ同行いたします⑥団体移動中の税金・チップ 旅行代金算出基準日:2017年8月29日
旅行代金に含まれないもの	上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。 ①国際線発着の航空運賃 ②米国内行程中の航空運賃 ③国内空港施設使用料、旅客保安サービス料、海外空港諸税 ④運送機関の課す付加運賃料金 燃油サーチャージ・航空保険料 ex.1,270,690円～247,400円(次ページの「航空機手配についての案内」を参照ください。) ※2018年8月2日現在 ⑤旅券印紙代・証紙代 有効期限5年のもの¥11,000、有効期限10年のもの¥16,000 ⑥個人的性格の費用:飲物代、クリーニング代、電話代など ⑦手荷物超過料金 ⑧傷害、疾病に関する医療費 ⑨任意の海外旅行傷害保険料⑩出入国記録書作成などの渡航手続代行料金 (1)出入国書類作成および旅券・査証有効性確認 (2)日本の税関申告書の作成

■ ツアー出発までの流れについて

- (1) 申込書に必要事項をご記入の上、近畿日本ツーリストまでFAXにてご返送ください。
- (2) お申込み内容に合わせて、請求書を発行いたします。
- (3) お申込書送付後、5営業日以内に、指定口座へお申込金100,000円のご入金をお願いします。
- (4) 9月22日(金)までに、残金をお振込みください。
- (5) ご出発の1週間前を目安に最終のご案内をご希望の送付先にお送りします。
(最終のご案内:旅のしおり、お土産・宅配便・レンタル携帯などのご案内書類)
- (6) ご出発当日:成田空港にご集合ください。(集合場所の詳細は、旅のしおりをご確認ください。)

■ 航空券の手配を希望される方の流れについて

- (1) 『航空機ご手配についてのアンケート』をご記入の上、近畿日本ツーリストまでFAXにてご返送ください。
- (2) ご希望のフライトの手配結果(手配可否、手配金額)をお知らせします。
- (3) 期日までにフライト利用の可否をご返信ください。
- (4) 請求書を発行いたします。(原則は、ツアーの旅行費用と合わせて1枚の請求書でご用意いたします。)
- (5) 9月22日(金)までに、指定口座へのご入金をお願いします。
- (6) 最終のご案内またはご出発当日に航空券(e-ticket)をお渡しいたします。

お振込み口座	三菱東京UFJ銀行 振込第二支店 普通口座 0729335 近畿日本ツーリスト株式会社
---------------	---

《視察に関するお問合せ》

『新製剤技術とエンジニアリングを考える会』 事務局 / info@sinseizai.com

《旅行に関するお問合せ・お申込先》

近畿日本ツーリスト株式会社 トラベルサービスセンター東日本「米国製剤工場見学ツアー」係 担当:深町・俵山
 TEL:03-6730-3220 FAX:03-6730-3229 e-mail: tourdesk145@or.knt.co.jp 総合旅行業務取扱管理者:伊藤 義彦・小室 智恵子
 ※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。
 営業日・営業時間:月～金 10:00～17:00(土・日・祝日休業)
 ※お取消・ご変更のご連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますのでご了承ください。

航空機手配についてのご案内(手配旅行)

※本旅行代金に航空券の手配費用は含まれておりません。

※日程表記載の航空機手配(日本～米国国際線、行程中の米国内線)はご自身でご手配いただく必要がございます。

ご希望の方に関しては、弊社にて航空機手配をいたします(手配旅行)。日本～米国間の国際線フライトスケジュール(予定)をご参照の上、『航空機ご手配についてのアンケート』にご希望のフライトをご記入ください。

※下記以外の航空機(国内線含む)に関してもご要望に応じて手配をいたしますので、お気軽にお問合せください。

No.	日付	出発空港	出発時間	便名	到着時間	到着空港
①	10月9日	伊丹空港	8:00	JL3002	9:20	成田空港
①	10月9日	成田空港	11:10	JL012/AA8478	8:55	ダラス空港
①	10月9日	ダラス空港	13:04	AA496	16:43	シャーロット空港
①	10月9日	シャーロット空港	18:14	AA4775	19:33	グリーンビル空港
②	10月10日	グリーンビル空港	16:02	AA4797	17:28	シャーロット空港
②	10月10日	シャーロット空港	20:09	AA1804	21:40	インディアナポリス空港
③	10月11日	インディアナポリス空港	17:00	DL6101	19:19	ボストン空港
①	10月14日	ジョン・エフ・ケネディ空港	13:10	JL005/AA8402	16:25 (10/15)	羽田空港
①	10月15日	羽田空港	18:30	JL133	19:35	伊丹空港

概算費用(航空運賃、燃油サーチャージ、空港税等含む)		
航空会社・発着地	ビジネスクラス	エコノミークラス
① 日本航空・アメリカン航空	¥1,153,910	¥219,710
② アメリカン航空		¥20,780
③ デルタ航空	¥62,900	¥20,830

JL: 日本航空
AA: アメリカン航空
DL: デルタ航空
※JL012/JL005便は、
アメリカン航空との共同運航
便です。

※航空運賃は2017年8月28日(月)時点で、空きが確認できた料金となります。伊丹発着の場合は、空港利用税分の差額/730円が加算されます。

日本～米国国際線、行程中の米国内線の合計金額の目安費用です。日本～米国国際線のみ/米国内線のみの手配も承ります。

※お問合せ・お申込みいただく時点で、希望のフライト・運賃で手配ができない場合もございます。予めご了承ください。

訪問先のご案内

【10/10】 Patheon (Greenville)

Green Ville工場は、北米ノースカロライナ州にあり、ピット＝グリーンビル空港より約10分の距離に位置する。パセオンは、低分子・バイオ医薬品の原薬製造から製剤開発、治験薬製造、商業生産まで一貫した受託サービスを提供するグローバルCDMOです。創業1974年、40年以上の豊富な実績と経験を有し、CMO業界最多の92件のNDA承認実績(過去10年)グローバルシェア／製剤開発: 第1位、商業生産: 第2位。年間約800品目の医薬品を世界約75ヶ国に供給している。

【10/11】 Eli Lilly (Indianapolis)

イーライリリー・アンド・カンパニーは、1876年に米国インディアナ州で創業された。1923年には、世界で初めてインスリンの製剤としての実用化に成功。1982年には、世界で初めての遺伝子組み替えによる製剤・ヒトインスリンの開発に成功する。創業当時から最新技術を取り入れ、米国の基礎研究所を中心に日本を含む世界9カ国に大規模なR&D(研究開発)設備を持ち、約8,800人の開発スタッフを雇用する。また、この会社は『Working Mothers magazine』2004年度の働く母親のためのベスト10において、1位の会社に選ばれている。研究開発に投じる費用は22億ドル超、売上高に占める開発費の比率において、米国の製薬会社の中ではトップクラスの研究開発重視の企業である。

【10/12】 Pfizer Inc. (Groton)

アメリカ合衆国ニューヨーク州に本社を置く製薬会社である。世界の医薬品売上高で常にトップクラスを維持している。ニューヨーク市マンハッタン区のグランド・セントラル駅に程近いミッドタウン東部に本社ビルを所有している。ダウ平均株価の構成銘柄に選ばれている。グロトンには東京ドーム約13個分の敷地を有し、世界クラスの研究開発ラボ拠点である。開発、各種規制への戦略策定、処方や大量生産方法選定等、ほぼすべてのファイザー製品は、部分的にはグロトンで開発されている重要な拠点である。

【10/13】 Rutgers University (New Jersey)

アメリカ合衆国東海岸ニュージャージー州の州立総合研究大学。1766年11月10日創立であり、アメリカ植民地時代に創設された全米で8番目に古い歴史をもつ名門大学である。全米の州立大学のうちアイビーリーグと同質の教育を受けられるパブリック・アイビー(Public Ivy)の一枝に数えられており、主要世界大学ランキングでも常に上位(100位以内)にランクされている。長年各方面と連携し連続生産方式の研究実績を誇る構造化有機微粒子系工学研究センター(Engineering Research Center for Structured Organic Particulate Systems(C-SOPS))を訪問予定。

【10/13】 Glatt Air Technique (New Jersey)

Glatt Air Techniques Inc.は、1973年に設立されGlatt GmbHの子会社としてニュージャージー州ラムジーに拠点を置き、米国、カナダ、プエルトリコ地域の販売およびサービス組織として運営している。機器の建設および販売、エンジニアリングサービス、技術および受託生産に従事。スペアパーツ、流動層造粒機、コーティング機、ふるい等の取扱い、および懸濁液調製プラントおよびWIP / CIPシステムの計画サポートを提供している。設備計画、プロジェクト管理、自動化やプロセスシミュレーション、検証/資格/較正、コンサルティングサービスを通し全米の製薬業界に貢献を果たしている。

米国製剤工場見学ツアー 予定日程表

日次	月日曜	発着地／滞在地名	発着現地時間	交通機関名	摘 要	食事
1	2017年 10月9日 (月)	大 阪 (伊 丹) 発	8:00	JL3002	国内線にて大阪から東京へ移動	機 機
		東 京 (成 田) 着	9:20			
		東 京 (成 田) 発	11:10	JL012	空路、ダラス・シャーロット経由にてグリーンビルへ	
		ダ ラ ス 着	8:55		入国手続き後、乗り継ぎ手続きへ	
		ダ ラ ス 発	13:04	AA496	空路、シャーロットへ	
		シ ャ ー ロ ッ ト 着	16:43			
		シ ャ ー ロ ッ ト 発	18:14	AA4775	空路、グリーンビルへ	
		グ リ ー ン ビ ル 着	19:33			
				専用車	到着後、ホテルへ	グリーンビル 泊
2	10月10日 (火)	グ リ ー ン ビ ル	8:30	専用車	工場へ Patheon訪問/9:00-14:00	朝
			14:00	専用車	空港へ	
		グ リ ー ン ビ ル 発	16:02	AA4797	空路、シャーロット経由にてインディアナポリスへ	
		シ ャ ー ロ ッ ト 着	17:28			
		シ ャ ー ロ ッ ト 発	20:09	AA1804	空路、インディアナポリスへ	
		インディアナポリス 着	21:40			
				専用車	到着後、ホテルへ	インディアナポリス 泊
3	10月11日 (水)	インディアナポリス	8:40 午前	専用車 専用車	工場へ Eli Lilly訪問/9:00-14:00	朝
			14:00		空港へ	
		インディアナポリス 発	17:00	DL6101	空路、ボストンへ	
		ボ ス ト ン 着	19:19			
				専用車	到着後、ホテルへ	ボストン 泊
4	10月12日 (木)	ボ ス ト ン	7:15	専用車	工場へ(約2時間) Pfizer Inc.訪問/9:00-14:00	朝
		グ ロ ト ン	9:00			
		ニ ュ ー ヨ ー ク	14:00 17:00頃		ニューヨークへ(約2.5時間) ホテル着	
						ニューヨーク 泊
5	10月13日 (金)	ニ ュ ー ヨ ー ク	7:30 9:00	専用車	視察へ Rutgers University/9:00-12:00	朝
			14:00		Glatt Air Technique訪問/14:00-17:00	
6	10月14日 (土)	ニ ュ ー ヨ ー ク 発	10:00 13:10	専用車 JL005	空港へ 空路、東京へ	朝 機
7	10月15日 (日)	東 京 (羽 田) 着	16:25		到着通関後、解散	
		東 京 (羽 田) 発	18:30	JL133	国内線にて東京から大阪へ移動	
		大 阪 (伊 丹) 着	19:35			

●発着日時は交通機関等の都合により変更となる場合があります。

朝:朝食、昼:昼食、夕:夕食、機:機内食
JL:日本航空、AA:アメリカン航空、DL:デルタ航空航空

【※無手配項目について】当ツアーの色かけ部分は、当社による航空機の旅行サービス手配を全く行っておりません。

無手配項目において、お客様が被った損害については当初約款に基づく補償金当の支払の対象とはなりません。

※当ツアーの色かけ部分の手配項目(航空機)は、今回のご旅行代金には含まれておりません。

上記行程にてツアーを実施予定のため、ご自身で航空機を手配する場合は、行程中のフライトスケジュールを参考に手配をお願いいたします。

※ツアー中の昼食・夕食は、ご参加者皆様でホテルレストランまたは市内レストランで召し上がっていただく予定です。

(ただし、昼食・夕食時の飲食代は旅行代金に含まれておりません。現地精算またはツアー代表者様に立て替えていただき/後日精算となります。)

※視察先は、先方の状況により変更になることがあります。また、日程発着時間等は天候、各関係機関の都合にて変更になることがあります。

ご旅行条件書

■お申し込み

(1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客さまが旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとお客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客様との交替に準じて交替手数料(「■お客さまの交替」に記載)をいただきます。なお、運送、宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したく場合もあります。この場合、所定の取消料(「■取消料のかかる場合」に記載)をいただきます。また、氏名他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意ください。

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)

(3)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

(4)日程上実際に利用できない複数の予約(以下「重複予約」といいます。)は、「ウエイティング登録」の場合を除く。ご遠慮いただきませう。重複予約をされず、航空会社・宿泊期間などの予約管理方針により、航空会社・宿泊期間などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消し、ご予約が取消される場合がございます。

(5)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障りのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後これらに状態になった場合も直ちに申し出てください。)あらかじめ当社からご案内申し上げる中で旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能な限り合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお申し出、又は書面等でそれらを申し出ていただくことがあります。

(6)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために「介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様よりお申し出いただいた措置を実施することができない場合は旅行契約のお申し込みを断り、又は解除させていただきます。この旨をお知らせいたします。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。

(7)当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様との負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないものとします。

(8)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)(15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。)

(9)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社(以下「本旅行会社」といいます)が企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受領をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(10)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金(一部「申込金」等のお支払いを受けること)以下「通信契約」といいますを条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等を行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(11)当社は、お客様が次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
・他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
・お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であること認められるとき。

・お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
・お客様が流説を流布し、偽計を用いる行為若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

(12)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。
■お客様が出発までに実施する事項
■海外安全情報について

・渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。
外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mof.go.jp/>
外務省 海外旅行登録「たびびと」 <https://www.eairuy.mofa.go.jp/tabireg/>
外務省 領事サービスセンター(海外安全相談課) 03-5501-8162

・渡航先より「海外安全情報」が発出された場合の取扱いについて
・レベル1:「十分注意してください。」
イ 通常通り旅行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
ロ 契約成立後に取消された場合は、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。

・レベル2:「不要不急の渡航は止めてください。」
イ 原則旅行いたしません。その場合の対応はロ以下です。
ロ 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
ハ 同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合従前の旅行に係る取消料は収められません。

ニ ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更(第22項の表の左欄に掲げるもの)が生じた場合は、取消料を収められません。

ホ 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。レベル3:「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」
レベル4:「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」
旅行を中止いたします。

・衛生情報について
渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために <http://www.forth.go.jp/>

■旅行代金・追加旅行代金
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をい、追加代金とし、入部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等を含みます。
■確定日程表
確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法)などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であればもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・当金の変更
(1)当社は天災地変、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画より異なる運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。着し経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にお知らせいたします。

(2)複数で申し込んだお客様が一方が旅行契約を解除したために他のお客様が一部部屋となるときは契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一部部屋を利用するお客様から一部部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日までの取消	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から31日までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

*ピーク時は12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。
①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も表取消料をいただきます。②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計取消料です。
■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)
①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~9に定める事項をいいます。②旅行代金が増額された場合。③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示)
①お客様が契約書に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時は33日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客さまに通知します。②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。③申込条件の不適合 ④病気、団体旅行への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。⑤お客様が■お申し込み(9)①から④のいずれかにか該当することが判明したとき

■当社の責任
当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、賊乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償
当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により1万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にたいする損害補償金(15万円を限度)の計、一個又は一対について、賠償限度額は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配した旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証
旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金(以下に定める率を乗じた額)の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空の乗り換え便への変更	1.0	2.0
6. 契約書に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の変更
お客様はご任意で過去1日より当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するようにならなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行日において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■おさまの交替
お客様は当社が承諾した場合、交替に要する実費(下記参照)および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができます。*航空会社により下記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

(1)エコノミークラス利用の場合(上位クラスへ変更の場合も適用)また下記()は、子ども、北米(ハワイ含む)・中南米・ヨーロッパ(ロシア除く)・アジア・中東…17,500(13,200)円
アジア(韓国除く)・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国…10,000(7,500)円
韓国…6,000(4,500)円

(2)ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面…1,000円(大人・子ども共通)

■海外旅行保険について
病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

■お買い物の案内について
お客様はお客様の便をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でお願いいたします。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねるもののトラブルが生じないよう商品の確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意ください。その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内語法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申し出について
旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて
イ、当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等(海外の機関等を含む)の手配のために利用させていただきます。また、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、お客様のお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報、を電子的方法で海外免税店等の事業者へ提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

ロ、当社は当社が保有するお客様の個人情報をお品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報には以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、個人情報履歴、メールアドレス、旅券番号
ハ、上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約について
この条件に定める事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)により、当社旅行業約款ご希望の方向、ご請求ください。当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書の一部になります。

手配旅行取引条件説明書面

近畿日本ツーリスト

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

当社が、お客さまのご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、旅行日程表（コース表）、旅行条件書（または見積書）に記載されたもの以外は次のとおりとなります。この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、当社が手配する旅行であり、お客さまと手配旅行契約を締結することになります。
- (2) 当社はお客さまの依頼によりお客さまのために代理、媒介、取次をすることなどによりお客さまが運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けします。
- (4) 旅行業務取扱料金は、旅行業法でその取受が認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより、各支店(営業箇所)の店頭に掲示してあります。また、ご希望のお客さまには旅行業務取扱料金表をお渡しいたします。
お客さまが依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただきます。

2. 旅行の種類

旅行は、日本国内のみを旅行する「国内旅行」と、それ以外の「海外旅行」とがあります。

3. 旅行の申込み

- (1) 当社はお客さまのご希望による航空券・宿泊券等の手配旅行契約の予約の申込みを所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段により受け付けします。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- (2) 団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合当社は契約責任者が団体構成員の一切の代理権を有しているときとみなします。
- (3) 当社所定の申込書に必要事項を記入の上、申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みください。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

4. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- (2) 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3) 通信契約は、当社がお申込みの受諾を電話および郵便で通知する場合はその通知を發した時、電子メール・ファクシミリで通知する場合はその通知が会員に到達した時に成立します。
- (4) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
- (5) お客さまがクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

5. お申込み条件

- (1) お申込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2) 健康を害している方、身体に障がいのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。
- (3) 当社は、お客さまが次の①から③のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - ① お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ② お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③ お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

6. 契約の成立

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2) 当社は、(1)の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- (3) 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

7. 契約書面のお渡し

- (1) 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (2) 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

8. 旅行契約内容の変更

お客さまが契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手数料金を申し受けします。

9. 旅行契約の解除

- (1) お客さまの任意解除
お客さまは下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
 - ① お客さまが提供を受けた旅行サービスの費用
 - ② 未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未払い費用
 - ③ 当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料
- (2) お客さまの責に帰すべき事由による解除
 - ① 当社は、お客さまより所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。
 - ② お客さまがクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。
 - ③ お客さまが第5項(3)①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
 - ①、②、③の場合、下記の費用はお客さまの負担とさせていただきます。
既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料
- (3) 当社の責に帰すべき理由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客さまは旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

10. 旅行代金

- (1) 当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。
この場合、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- (2) 旅行代金は、原則として、旅行出発日の前日までに全額お支払いいただきます。団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
- (3) 当社は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をします。

11. 旅行業務取扱料金

- (1) 取扱料金
(イ) 国内旅行の場合 (消費税込)

運送・宿泊機関等の複合手配	旅行費用総額の20%以内
宿泊・運送機関のみの手配	1手配につき20%以内 (下限料金 1,080円)
観光その他サービスの手配	

(ロ) 海外旅行の場合 (消費税込)

航空券とホテル等の複合手配	旅行費用総額の20%以内	
ホテル・レンタカーの予約	1 ホテルまたは1 手配につき	20%以内 (下限料金1,080円)
現地交通機関 (船舶・鉄道・バス等)	1 区間につき	3,240円
	1 区間追加につき	1,080円
入場券・現地観光その他サービスの予約	1 手配につき	3,240円
国際航空券の予約	日本発着の場合20%以内 現地航空券のみ1 行程につき5,400円	

(2) 変更手数料金

(イ) 国内旅行の場合 (消費税込)

宿泊・運送機関の予約変更	1 運送・宿泊機関等 それぞれ1 件につき	1,080円
--------------	--------------------------	--------

(ロ) 海外旅行の場合 (消費税込)

ホテル・レンタカーの予約変更 (クーポンの切替、再発行も含む)	1 ホテルまたは1 手配につき	2,160円
船舶・鉄道・バス等交通機関の 予約変更(切替、再発行も含む)	1 手配につき	3,240円
観光その他サービスの予約変更	1 手配につき	3,240円
航空券の予約変更	1 手配につき	5,400円

(3) 取消手数料金

(イ) 国内旅行の場合 (消費税込)

運送・宿泊機関及び観光施 設等の予約取消・払戻	1 運送・宿泊機関等 それぞれ1 件につき	1,080円
----------------------------	--------------------------	--------

(ロ) 海外旅行の場合 (消費税込)

ホテル・レンタカーの予約取消・払戻	1 ホテルまたは1 手配 につき	2,160円
船舶・鉄道・バス等交通機関の予約 取消・払戻 (バス類を含む)	1 件につき券面の15%	
観光その他サービスの予約取消・払戻	1 手配につき	3,240円
航空券の予約取消	1 手配につき	5,400円

取扱料金は旅行費用とともに旅行条件書(または見積書)において明示します。

12. 国内宿泊施設の取消料金

- 旅館・ホテルの取消料は各施設ごとの宿泊約款によります。
- 一部人員の変更(減員)については、別途取消料を定めています。
- 宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名ください。
- 払戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出ください。
- 同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

13. 海外航空券の変更・取消手数料金

- 発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消、再度予約をすることになりますので、取消手数料金を申し受けます。
- 繁忙期の航空券は、お客さまにご連絡確認のうえ発券手続をします。その場合のその後の変更取消は、変更手数料金・取消手数料金を申し受けます。

14. 添乗サービス

- 当社は、契約責任者からの依頼により添乗員を同行させ添乗サービスを提供場合があります。
- 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。
- 当社が添乗サービスを提供する場合、お客さまは下記に定める「添乗サービス料金」と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。お申込みの旅行に係る添乗員費用(添乗サービス料金と必要な実費の合計)は、別紙旅行条件書(または見積書)に明示します。(消費税込)

添乗サービス料金 (添乗員1名1日当たり)	国内旅行	32,400円
	海外旅行	64,800円

15. 手配責任

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

16. 当社の責任

- 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限り、手荷物の損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行の場合14日以内、海外旅行の場合21日以内に通知があったときに限り、お客さまお一人当たり15万円(当社に故意又は重過失がある場合を除く)を限度とします。

- お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

17. お客さまの責任

お客さまの故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなればなりません。

18. お客さまが出發までに実施する事項

- 旅券・査証について
現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客さまの責任で行ってください。また、渡航先国に予防接種証明書が必要とされる場合は、当該証明書をお持ちください。これら渡航手続等の代行については、渡航手続代行料金をいただいてお受けいたします。
- 衛生情報について
渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために
<http://www.forth.go.jp/>
- 海外危険情報について
渡航先によっては、外務省より「海外危険情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。
外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
外務省 海外旅行登録「たびレジ」
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>
外務省 領事サービスセンター(海外安全相談班) 03-5501-8162

(4) 旅行傷害保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入することをお勧めします。旅行傷害保険については当社の係員にお問い合わせください。

19. 燃油サーチャージについて

- 燃油サーチャージは、契約時にご案内申し上げます。
- 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客さまの同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払い戻します。
- お客さまが燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

20. 個人情報の取扱いについて

- 当社は、旅行お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等(海外の機関等を含む)の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で海外・国内免税店等の事業者提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。
- 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業と共同利用させていただきます。当社グループ企業が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号
- 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社ホームページ(<http://www.knt.co.jp>)でご確認ください。

21. その他

本手配を通じて予約された客室を営利目的で利用または転売することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく手配旅行契約を解除することがあります。

22. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

お取扱い

支店 ゴム印

(航空券手配希望の方)手配旅行取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

当社が、お客様のご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、旅行日程表(コース表)、旅行条件書(または見積書)に記載されたもの以外は次のとおりとなります。この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」とは、当社が、お客様の依頼により旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 旅行の種類

旅行は、日本国内のみを旅行する「国内旅行」と、それ以外の「海外旅行」とがあります。

3. 旅行のお申込み

団体・グループ旅行で、同じ行程を同時に旅行されるお客様(以下「構成者」といいます。)は、責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めお申込みいただきます。当社は、契約責任者がお申込みの手配旅行契約の締結に関し、構成者の一切の代理権を有しているものとみなします。契約責任者は、当社所定の「手配旅行申込書」に必要事項をご記入の上、申込金を添えてお申込みください。申込金の額は、旅行条件書に明示します。

4. 旅行契約の成立時期

手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。なお、当社は、申込金をお支払いいただくことなくして旅行契約の締結を承諾する場合があります。この場合、「手配旅行契約」は、お客様又は契約責任者にその旨を記載した「ご旅行引受書」等の書面をお渡しした時に成立します。

5. 旅行代金

当社は、旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等の運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、旅行業務取扱料金のうち、手配に係る取扱料金(以下取扱料金といいます。)をお客様にお支払いいただきます。

- 旅行代金とは、旅行費用及び当社にお支払いいただく取扱料金をいいます。旅行代金及び当該旅行に係るその他の費用の合計額(以下「旅行代金等」といいます。)及びその内訳は、旅行条件書(または見積書)に明示いたします。
- 旅行業務取扱料金は、旅行業法でその取扱いが認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより、各支店(営業箇所)の店頭に掲示してあります。また、ご希望のお客様には旅行業務取扱料金表をお渡しいたします。お客様が依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお客様にお支払いいただきます。

6. 取扱料金

取扱料金は旅行費用とともに旅行条件書(または見積書)において明示します。

取扱料金 (複合手配の場合)	国内旅行	旅行費用総額の20%以内
	海外旅行	旅行費用総額の20%以内

7. 旅行代金の支払時期及び方法

旅行代金は、原則として、旅行出発日の前日までに全額お支払いいただきます。これによらない場合のお支払い期日及び方法は、「ご旅行引受書」等の契約書面に具体的に明示いたします。

8. 旅行代金の変更

旅行開始前、利用する運送・宿泊機関等に適用される運賃・料金等の変更、為替相場の変動等により旅行費用に増減が生じた場合、旅行代金を変更することがあります。

9. 旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と既にお支払いいただいた、或いはお支払いいただくことになっている旅行代金とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに精算いたします。

10. 契約内容の変更

- お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じるよう努力いたします。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- お客様の申出により契約内容を変更する場合は、すでに完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の変更に必要な費用、および以下の変更手数料金をお支払いいただきます。

(イ)国内旅行の場合

(消費税込)

変更手数料金	運送・宿泊機関及び観光施設等の予約変更	1運送・宿泊機関等 それぞれ1件につき 1,080円
--------	---------------------	-------------------------------

(ロ)海外旅行の場合

(消費税込)

変更手数料金	ホテル・レンタカーの予約変更 (クーポンの切替、再発行も含む)	1ホテルまたは1手配につき 2,160円
	鉄道・船舶・バス等交通機関の予約変更 (切替、再発行も含む)	1手配につき 3,240円
	観光その他サービスの予約変更	1手配につき 3,240円
	航空券の予約変更	1手配につき 5,400円

*変更によって生ずる旅行代金の増加及び減少は、お客様に帰属するものとします。

11. 契約の解除

- お客様は、ご希望によりいつでも以下の料金等を当社に支払って旅行契約を解除することができます。
 - お客様が、すでに提供を受けた旅行サービス等に係る旅行費用等。
 - お客様が、未だ提供を受けていない旅行サービス等に係る取消料、違約料その他旅行サービス提供機関等に支払わなければならない費用。
- 取扱料金および取消手数料金
旅行業務取扱料金のうちの取扱料金は旅行条件書(または見積書)に明示してあります。取消手数料金は次のとおりです。

(イ)国内旅行の場合

(消費税込)

取消手数料金	運送・宿泊機関及び観光施設等の予約取消・払戻	1運送・宿泊機関等 それぞれ1件につき 1,080円
--------	------------------------	-------------------------------

(ロ)海外旅行の場合

(消費税込)

取消手数料金	ホテル・レンタカーの予約取消・払戻	1ホテルまたは1手配につき 2,160円
	鉄道・バス等交通機関の予約取消・払戻(バス類を含む)	1件につき券面の15%
	船舶・観光その他サービスの予約取消・払戻	1手配につき 3,240円
	航空券の予約取消	1手配につき 5,400円

12. 手配責任

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

13. 当社の責任

- 当社の責に帰すべき事由により、旅行サービスの手配が不可能となった場合、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、お客様には、既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い又はこれから支払わなければならない費用をご負担いただきます。但し、このことはお客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
- 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合で、お客様から損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があったときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、手荷物に生じた損害については、損害の発生の日から起算して、国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内に当社に通知があったときに限り、1旅行1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。)として賠償します。

14. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様にその損害を賠償していただきます。

15. 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行ってください。

16. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ:
http://www.forth.go.jp/でご確認ください。

17. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店で「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ:
http://www.anzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。

18. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

19. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

20. 個人情報の取扱いについて

- 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- 当社および当社のグループ企業ならびに当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認ください。 http://www.knt.co.jp

21. 約款準拠

本旅行条件説明書に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

■お問合せ・お申込先

近畿日本ツーリスト株式会社 トラベルサービスセンター東日本
総合旅行業務取扱管理者: 伊藤義彦・小室恵智子
TEL.03-6730-3220 FAX.03-6730-3229
「米国製材工場見学ツアー」担当: 深町・俣山

■旅行企画・実施

近畿日本ツーリスト株式会社 ECC 営業本部 第2営業支店
観光庁長官登録旅行業第1944号 一般社団法人日本旅行業協会 正会員
 bonds保証会員 旅行業公正取引協議会会員
 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル14F

営業日・営業時間は月～金曜日の10:00～17:00です。(土日・祝日休)
休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引の責任者です。このご旅行の契約、内容に関し担当者からの説明等にご不明な点がございましたら、最終的には上記取扱管理者がご説明いたします。